

○宮代町工事請負等業者選定委員会規程

平成19年1月9日

訓令第1号

改正 平成22年3月26日訓令第3号

平成23年3月29日訓令第4号

平成26年3月17日訓令第2号

平成27年3月31日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、町が発注する建設工事の請負その他町の支出の原因となる契約（以下「建設工事等の契約」という。）に係る指名業者及び見積依頼業者（以下「指名業者等」という。）の適正な選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 建設工事等の契約に関する事務の適正な執行を確保し、指名業者等の選定等を厳正かつ公正に行うため、宮代町工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等の契約は、次のとおりとする。

- (1) 執行予定額が5,000,000円以上の建設工事の請負
- (2) 執行予定額が2,000,000円以上の委託業務
- (3) 執行予定額が2,000,000円以上の物品の買入れ又は売払い
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める契約

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札の参加資格その他入札公告等に関すること。
- (2) 指名業者等の選定に関すること。
- (3) 指名停止及び指名除外に関すること。

3 委員会は、建設工事等の契約の執行に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、臨時委員を置くことができる。

委員長	副町長
副委員長	企画財政課長
委員	総務課長、まちづくり建設課長、町民生活課長、産業観光課長、教育推進課長

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、審議すべき事案がある場合、毎月第2水曜日に開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができるものとする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 6 委員長は、急を要すると認めたときは、回議により調査審議を行うことができる。
- 7 委員会の会議は、非公開とする。

(指名業者等の選定)

第6条 第3条第2項第2号に基づく指名業者等の選定に当たっては、原則として別に定める基準に基づき行うものとする。

(秘密の保持等)

第7条 委員会の会議に出席した者は、その目的を達成するため、公正に任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成19年4月1日以後に開催する委員会から適用し、同日前に開催される委員会については、なお従前の例による。

附 則（平成22年訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第 号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。